

令和2年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和2年5月27日（水） 午後2時00分から午後2時55分
開催場所	甲賀市役所 5階 第4委員会室
出席委員	教育長 西村 文一 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	教育部長 平尾 忠浩 理事（社会教育担当） 奥田 邦彦 次長（管理・社会教育担当） 山本 英司 次長（学校教育担当） 乾 斉司 教育総務課長 谷 綾子 学校教育課長 中井 さおり 社会教育スポーツ課長 杉本 茂夫 歴史文化財課長 鈴木 良章 人権推進課参事 秀熊 いさ子 教育総務課長補佐 前田 正 教育総務課係長 菊田 初美 理事員 平井 茂治
書記	社会教育スポーツ課長補佐 竹寫 理

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和2年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 5月 教育長 教育行政報告
(2) 令和2年第2回甲賀市議会臨時会（5月）提出議案（教育委員会）の結果について
(3) 令和2年第3回甲賀市議会定例会報告案件について
(4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第55号 令和2年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
(2) 議案第56号 甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程を廃止する規程の制定について
(3) 議案第57号 甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
(4) 議案第58号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について
(5) 議案第59号 甲賀市社会教育委員の委嘱について
(6) 議案第60号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第16号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について)
(7) 議案第61号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第17号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)
(8) 議案第62号 甲賀市立学校休業日の指定の取消しについて

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和2年第8回（6月定例）甲賀市教育委員会について

(2) 令和2年第5回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

管理・社会教育担当次長 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和2年第7回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

管理・社会教育担当次長 ありがとうございます。ご着席ください。それでは、西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、皆さんこんにちは。

5月も残りわずかとなり、春から夏への季節の移り変わりを感じる季節になりました。5月教育長教育行政報告にも挙がっていますが、5月半ばから6月上旬にかけて「人事にかかる学校訪問」のため、市内の全小中学校を訪問しています。

市内各地の新緑の美しさに触れて心が洗われるとともに、来週からの学校再開を前に、早く子どもたちに会いたい、温かく迎えたいという校長先生はじめ先生方の気持ちがひしひしと伝わってきます。教育委員会といたしましても、感染防止に万全を期しながら、新しい生活づくりに支援してまいりたいと考えています。

また、学校再開の時期に合わせて、新型コロナウイルス飛沫感染予防のために、市内全小中学校・放課後児童クラブの子どもたち、先生方、指導者に、簡易式フェイスシールドを配布し、活用していただくことにしました。本日プレスリリースしますので、併せてお知らせいたします。

本日は先ほどの西部学校給食センターでの見学・試食に引き続いて

の第7回定例会となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、学校の先生方にもよく話す内容ですが、世の中の多くの物事には、様々な傾向やパターンが見られます。そのひとつに「パレートの法則」（2：8の法則）と呼ばれる法則があります。それは「あるレストランの売り上げの8割は、そのレストランのメニューのうち2割のメニューが占めている。」つまり、「物事を構成する要素が全体に占める割合には偏りがあり、いくつかある要素のうちの一部が、全体の大部分の割合を占める」という法則です。これはイタリアの経済学者であるパレートが主張した「偏り・ばらつき」に関するルールです。確かな理論から成り立っているというよりも、ビジネスや私たちの生活の中で起きた経験から導かれた経験則だと言えます。この「パレートの法則」は、主にマーケティング、人材活用などに応用されます。例えば「売上額の8割は、全顧客中の2割が占めている」「Webサイトの2割のページに、サイト全体の8割のアクセスが集中する」などというものです。このことは2割をターゲットとして力を集中させる方が効果的で成果が上がるということです。

では、このことを学校や教育の分野に当てはめるとどうでしょうか。

これを中学校に適用すれば、「生徒の問題行動の8割は、2割の生徒によって起こる」こととなります。経験から私もそのような実感を持っていますし、多くの先生方も同じ思いではないかと思えます。全体の中で課題を抱える2割の生徒をしっかりと指導すれば、問題行動は激減するということとなります。現実的に学校にはそのように動かざるを得ない実態があります。

しかし、それだけで良いのかという疑問も湧いてきます。学校全体の大部分を占める他の生徒への関わりがしっかり出来ているかどうかという見直しも必要になります。課題が見えにくい、言い換えれば、目立たない、手がかからないために、十分な関わりが出来ていない生徒がたくさんいるのではないのでしょうか。

学校や教育の分野においては、重点的、集中的に指導したり、取り組んだりすることはもちろん大切ですが、全体を見渡して全ての子ども

もたちにしっかり関わりを持つことが大切であると考えます。課題を持つ子ども一人一人に課題解決のためにしっかり関わると、同時に、全ての子どもたちが意欲を持って力をつけ、伸ばすことが教育に与えられた使命であります。

このことは、教育行政を進める上においても重要であると考えます。事業を計画したり予算を立てたりする際、課題を明らかにして、その解決に重点的に取り組むことはもちろん大切ですが、全ての子どもたちが確かな学力、人間性、社会性を身に付けるための施策を計画し進めることが必要であると考えます。

本日も可決、承認いただきたい案件が多数ございます。よろしくご審議をしていただきますようお願いをし、第7回教育委員会定例会にあたっての、開会の挨拶とさせていただきます。

教育長 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和2年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1につきましては、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）令和2年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認については原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）4月に引き続き5月においても、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、当初予定されていた行事や会合のほとんどが、中止・延期となりましたが、5月教育長教育行政報告について資料2に基づき、以下の3件について報告いたします。

まず1件目は、5月13日（水）に行われました、令和3年度滋賀県立高等学校入学者選抜に関する協議会です。県内19市町の教育長、県中学校長会代表、県立高等学校長協議会代表及び県教育委員会関係者が参加して、オンラインによる会議を行いました。新型コロナウイ

ルス感染拡大防止のために、年度当初から学校休業が続き授業時数の確保が課題となる中、令和3年度滋賀県立高等学校入学者選抜のあり方について、意見交換を行いました。

2件目は、5月21日（木）に湖南市西庁舎で開催されました、第1回滋賀県都市教育長会です。今回は、新型コロナウイルスにかかる臨時休業後、6月からの学校再開のあり方、夏季休業中などにおける未指導授業時数の確保の工夫などについて、情報交換・意見交換を行いました。

最後になりますが3件目は、5月8日（金）と5月18日（月）に開催されました、本市における第15回・第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてです。2月3日（月）に初回が開催されて以来、年度を跨ぎ、市の方針や対応策について協議を重ねてきました。とりわけ大型連休以降、全国的な感染者数の減少傾向による緊急事態宣言の解除等を踏まえ、教育委員会部局関係では、小中学校の分散登校の実施や学校再開、市施設及び市主催共催事業等の再開について決定をされたところです。このような状況の下、収束に向けての期待が徐々に高まる場所ですが、各分野で策定されたガイドラインをもとに、引き続き最大限の感染予防対策を講じた上での自粛や規制緩和、再開を慎重に進めることが必要であると考えます。

以上、新型コロナウイルス感染症対策にかかる会議の報告ばかりになりましたが、5月の教育長教育行政報告とさせていただきます。

教育長 それではただ今の（1）5月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員 21日の滋賀県都市教育長会で学校再開に向けて情報交換をされたことについてお伺いします。全ての子どもに学びをとというテーマはあると思いますが、今、文部科学省からも教員の加配やスクールサポーターの配置などの動きもあります。甲賀市ではどのように受け止めていますか。何か構想はあるのでしょうか。

教育長 授業時数の確保等についての日程は示し、伝えました。学習指導員の追加配置等の対応策については、まだ正式な通知等がございません

ので、今のところ、協議等は出来ておりません。

野口委員 次に教育長のお話から「パレートの法則」に私も興味を持ちました。今は学校の対応で学校教育課を中心にして動いていますが、教育委員会は、社会教育などいろいろなジャンルに分かれていますので新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にいろいろな形で取り組まれていると思います。従来からの事業については、準備もされていたことと思いますが、このような時期だからこそ、それぞれの課が全体的に何か大事にしていることや動き、取組はあるのでしょうか。

教育長 最大限の感染症防止対策を講じた上で学校・園の休業再開に向けて準備を進めております。また、教育委員会主催の事業の再開に向けた取組も、感染リスクを最大限低減し、慎重に進めております。それから部局は違いますが、経済対策や必要な支援などに取り組んでおります。同時にこれに関わる人権問題などにつきましても教育委員会として啓発も含めて取り組む必要があると考えています。

他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(1) 5月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和2年第2回甲賀市議会臨時会(5月)提出議案(教育委員会)の結果について、資料3を基に報告を求めます。

教育部長 それでは、令和2年5月1日に開催されました、令和2年第2回甲賀市議会臨時会における教育委員会に係る案件の審議結果につきまして、資料3に基づき報告をいたします。

補正予算案件でございます議案第41号令和2年度甲賀市一般会計補正予算(第1号)につきましては、同日に開催された予算決算常任委員会でご審議をいただき、その後、再開された本会議におきまして、原案どおり可決いただきました。

以上、令和2年第2回甲賀市議会臨時会における教育委員会に係る案件の審議結果の報告といたします。

教育長 ただ今、(2) 令和2年第2回甲賀市議会臨時会(5月)提出議案(

教育委員会)の結果について報告を受けました。ご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、(2)令和2年第2回甲賀市議会臨時会(5月)提出議案(教育委員会)の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3)令和2年第3回甲賀市議会定例会報告案件について、資料4を基に報告を求めます。

教育部長

それでは、報告事項(3)令和2年第3回甲賀市議会定例会報告案件について、資料4に基づき説明をさせていただきます。

予算の繰越しにつきましては、5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会に報告することとなっており、資料の令和元年度甲賀市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり報告するものであります。

このうち、教育委員会関係における令和元年度から令和2年度への明許繰越による翌年度繰越額の総額は、25億6,200万9千円で、事業数は9件であります。

内訳につきましては、まず小学校費及び中学校費のICT教育環境整備事業は、国の補正予算によるGIGAスクール構想の実現に向け補助採択を受け実施するもので、市内各学校に児童生徒用タブレットの充電保管庫等を次年度に事業繰り越しして整備を行うものであります。

次に、小学校3校、中学校2校の大規模改造事業及び甲南第二小学校校舎増築事業については、令和元年度に国庫補助採択を受け事業を実施しているもので、長期休暇期間を活用して工事を実施するため、次年度にそれぞれ事業を繰り越したものであります。

最後に、保健体育費の水口体育館整備事業については、体育館の整備は完了しておりますが、施設整備に併せて施設周辺を含めた雨水排水整備を行うもので、関係者との調整に時間を要したため、事業を繰り越したものであります。

これらの事業は、国の補助採択を受けたものや、緊急を要するために補正予算で計上した事業であり、いずれも年度内に執行が見込めな

かった額を翌年度に繰り越したものであります。

以上、令和2年第3回甲賀市議会定例会報告案件についての説明とさせていただきます。

教育長 　　ただ今、(3) 令和2年第3回甲賀市議会定例会報告案件について説明を受けましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、ただ今の(3) 令和2年第3回甲賀市議会定例会報告案件については、報告事項として終わらせていただきます。

　　続きまして、(4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係職員のみで非公開とします。

（非公開）

教育長 　　続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。

　　それでは、(1) 議案第55号令和2年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料6を基に説明を求めます。

教育部長 　　議案第55号令和2年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料6に基づき、その提案理由を申し上げます。

　　本議案は、6月5日に開会される令和2年第3回甲賀市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

　　当該議会に提案を予定しております、教育に関する事務に係る議案は令和2年度甲賀市一般会計補正予算（第2号）であります。

　　資料6の3枚目、議案第55号別紙をご覧ください。

　　歳入合計10億4,037万9千円、歳出合計10億6,576万3千円を計上しており、歳出予算に対して不足する歳入予算は別途、一般財源で手当てすることとしております。

　　まず、歳入予算についてであります。

教育費国庫補助金のうち、公立学校情報機器整備費補助金は小学校費国庫補助金で1億5,412万2千円、中学校費国庫補助金として7,531万5千円を計上しております。これは小中学校のICT教育環境整備事業に対する国の補助金を見込んだものであります。

また、中学校費国庫補助金のうち学校施設環境改善交付金1億2,702万3千円は、城山中学校の第2期大規模改造事業に対する国の補助金であり、令和2年4月22日に内示があったところであります。

続きまして教育費寄附金であります。小中学校費寄附金130万円は、甲賀中央診療所の月章三様からいただきました100万円と株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただいた30万円を計上いたしました。

次に、教育振興基金繰入金1億61万9千円は、小中学校のICT教育環境整備事業及び城山中学校大規模改造事業に要する経費の財源として計上したものであります。

次の教育債、中学校施設整備事業の5億8,200万円も城山中学校大規模改造事業の財源であり、次のページの下段の第3表地方債補正で、合併特例債を計上したものであります。

次に歳出予算であります。

教育総務費の職員給与費162万9千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や経済対策に市を挙げて取り組む中で、財源確保の一助とすべく、教育長の期末手当を返上することに伴うものであります。

また、奨学奨励事業の258万円は奨学資金給付金で、次のページの上段、小学校費の児童就学援助事業の576万9千円、中学校費の生徒就学援助事業の441万9千円は要保護・準要保護世帯への就学援助費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で経済活動が収縮し、景況感が減退する中、これらの制度に新たに該当する方が今後増えてくることを見込み、追加計上したものであります。

恐れ入りますが、前のページに戻っていただきたいと存じます。

小学校費の小学校教育振興事務費100万円は大月様からいただい

た寄附金を財源に油日小学校の教材用備品を購入するための経費を計上させていただいたものです。

次のICT教育環境整備事業2億217万4千円、次のページの中学校費の1億1,150万6千円は、今回の新型コロナウイルス感染症対策の一環として文部科学省がGIGAスクール構想を前倒しして推進することから、端末機の購入やサポートスタッフの確保に要する経費を計上しており、これにより児童生徒には一人一台の環境が実現することになります。

続いて、中学校費の教育振興事務費30万円は大阪特殊鋼管製造所様からいただいた寄附金を財源に土山中学校の教材用備品を購入するための経費を計上させていただいたものです。

次の城山中学校大規模改造事業7億3,964万4千円は、工事監理業務委託と工事費を計上しており、国庫補助金の採択を受けましたことから、2期工事として普通教室棟と技術科棟の改修事業費を計上したもので、次の第2表繰越明許費補正にありますように、来年の夏季休業期間を活用して工事を進めるため全額を翌年に繰り越して執行することとしています。

なお、資料6には記載しておりませんが、国の地方創生推進交付金の交付決定があり、教育委員会所管の13の事業に総額2,854万7千円が充てられることとなりました。このことに伴い、13の事業において財源の更正のための補正も計上されているところでありますので申し添えます。

以上が市議会定例会に提出する予算の概要であります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(1)議案第55号令和2年第3回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員

ICT教育環境整備事業についてですが、GIGAスクール構想を前倒しして推進されることから、タブレットの購入やサポートスタッフを配置されるとお聞きしましたが、甲賀市もサポートスタッフを制

度的に設置されるのでしょうか。

教育部長

今回、予算計上しておりますサポートスタッフの経費は、子どもたちが使いやすいタブレットになるよう、専門的な業者に設定を委託する経費になります。野口委員がおっしゃった学校側の支援、タブレットや電子黒板等については、当初予算でスキルアップ事業として500万円の予算を計上しております。先生のスキルアップについては、その予算の中で対応していきます。今回の予算は、導入した機器を使いやすい仕組みにするために業者委託をするものです。

野口委員

分かりました。

教育長

他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(1) 議案第55号令和2年第3回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、(1) 議案第55号令和2年第3回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、原案どおり可決いたします。

続きまして、(2) 議案第56号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程を廃止する規程の制定について、資料7を基に説明を求めます。

歴史文化財課長 議案第56号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程を廃止する規程の制定についてその提案理由をご説明申し上げます。

これまで甲賀市教育委員会を雇用主として、埋蔵文化財発掘調査の作業員を臨時的任用職員として雇用してまいりましたが、本年4月より会計年度任用職員に移行し、雇用主が甲賀市となりましたことから、甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程を廃止するものであります。

以上、議案第56号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程廃止を廃止する規程の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(2) 議案第56号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程

を廃止する規程の制定について、説明を受けました。ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (2) 議案第56号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程を廃止する規程の制定については、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(2) 議案第56号甲賀市埋蔵文化財発掘作業員雇用規程を廃止する規程の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(3) 議案第57号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料8を基に説明を求めます。

学校教育課長 議案第57号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

本市では、遠距離通学に伴い公共交通機関を利用して通学する児童生徒を持つ保護者の経済負担を軽減するとともに、適正で安全な通学方法を確保するために補助制度を設けているものであります。

この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内小中学校では年度当初から臨時休業が続いており、公共交通機関を利用して通学している児童生徒の保護者は、休業期間中における登校のため、回数券等の6箇月定期券以外の支払い方法を選択し、登校する場合があります。

そのことから、どの支払方法であっても例年通りの補助を行うために、第3条における補助金額に係る表現を改めるものであります。

また、第2条の補助対象者において、市立と県立の学校の区分を明確にし、その内容をより分かりやすく整理するため、要綱の一部を改正するものです。

なお、この改正は、令和2年6月1日から施行することとします。

以上、議案第57号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（３）議案第５７号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

（３）議案第５７号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（３）議案第５７号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。
続きまして、（４）議案第５８号甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について、資料９に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第５８号甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について、その提案説明を申し上げます。

甲賀市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づき、任期満了に伴い委員委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものです。委嘱する委員については、別紙記載の５名の方々です。３名の委員が継続、２名の委員が新規になります。

なお、委員の任期は令和２年６月１日から令和４年５月３１日までの２年間です。

教育委員会の業務の継続と円滑な執行を図るため、教育行政評価委員会委員には、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果について、調査、審議をお願いするものです。

以上、議案第５８号甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今は（４）議案第５８号甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（４）議案第５８号甲賀市教育行政評価委員会委員の委
嘱について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。
 （全委員 異議なし）

教育長 （４）議案第５８号甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について
は、原案どおり可決いたします。

 続きまして、（５）議案第５９号甲賀市社会教育委員の委嘱につい
て、資料１０に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第５９号甲賀市社会教育委員の委嘱について、その提
案理由を申し上げます。

 甲賀市社会教育委員の任期満了に伴い、甲賀市社会教育委員条例第
２条第２項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

 社会教育委員は、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関
係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者で組織し、別紙のとおり
再任３名と新任５名の８名の方に委員として委嘱するものです。

 任期は、令和２年６月１日から令和４年５月３１日までの２年間で
す。

 令和２年度の委員は、任期中の委員５名と併せて１３名での構成と
なります。

 以上、議案第５９号甲賀市社会教育委員の委嘱についての提案説明
とさせていただきます。

 ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今は（５）議案第５９号甲賀市社会教育委員の委嘱について、
説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。
 （全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（５）議案第５９号甲賀市社会教育委員の委嘱について、
決定することとしてご異議はございませんでしょうか。
 （全委員 異議なし）

教育長 （５）議案第５９号甲賀市社会教育委員の委嘱については、原案
どおり可決いたします。

 続きまして、（６）議案第６０号臨時代理につき承認を求めること

について（臨時代理第16号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）並びに、（7）議案第61号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第17号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）は関連がございますので、一括で、資料11並びに資料12に基づき説明を求めます。

人権推進課参事 議案第60号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第16号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）、並びに議案第61号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第17号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第60号につきましては、甲賀市人権・同和教育推進員規則第4条の規定により委嘱しております、甲賀市人権・同和教育推進員のうち、別紙の推進員については、各区及び自治会長より新たな推進員の推薦があったため、令和2年4月30日付で、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

議案第61号につきましては、甲賀市人権・同和教育推進員規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱するものです。

委嘱する委員は別紙のとおりです。任期は、令和3年3月31日までの前任者の残任期間であり、委員の活動の必要性から甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による委嘱をしたことから、これを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第60号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第16号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）並びに、議案第61号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第17号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今は（6）議案第60号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第16号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）

並びに、(7) 議案第61号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第17号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(6) 議案第60号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第16号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について)並びに、(7) 議案第61号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第17号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、(6) 議案第60号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第16号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について)並びに、(7) 議案第61号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第17号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)は、原案どおり承認いたします。

続きまして、(8) 議案第62号甲賀市立学校休業日の指定の取消しについて、資料13に基づき、説明を求めます。

学校教育課長 議案第62号甲賀市立学校休業日の指定の取消しについてその提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和元年12月24日開催の第12回甲賀市教育委員会定例会において、「令和2年度に限り、7月20日を中学校の休業日に指定とする」として議決いただいた指定日の取消しを行うものです。

取消しとなる理由ですが、当日は滋賀県中学校夏季総合体育大会ブロック大会の開催が予定されていたことから、中学校の休業日として指定を行ったものでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、同大会が中止となったため休業日にする必要性がなくなったこととともに、長期の臨時休業により不足した授業時間確保のため、甲賀市立学校管理運営規則の第3条第7号に基づき指定を行った、休業日の指定を取消すものであります。

以上、議案第62号甲賀市立学校休業日の指定の取消しについての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(8)議案第62号甲賀市立学校休業日の指定の取消しについて、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、(8)議案第62号甲賀市立学校休業日の指定の取消しについて、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

(8)議案第62号甲賀市立学校休業日の指定の取消しについては、原案どおり可決いたします。

教育長

それでは、続きまして、その他・連絡事項に移ります。(1)令和2年第8回(6月定例)甲賀市教育委員会について、(2)令和2年第5回甲賀市教育委員会委員協議会については、併せて説明をお願いします。

教育総務課長

(1)令和2年第8回(6月定例)甲賀市教育委員会につきましては令和2年6月25日(木)、14時から開催させていただきます。

(2)令和2年第5回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和2年6月10日(水)14時から開催をさせていただきます。なお、委員協議会のテーマといたしましては、幼稚園・保育園施設長寿命化計画の策定方針についてを予定しております。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、以上をもちまして、令和2年第7回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

[閉会 午後2時55分]

